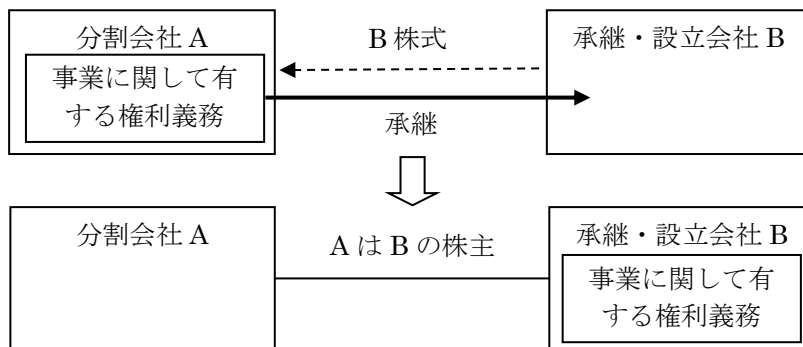


12. その他の組織再編

12-1. 会社分割

(1) 意義

会社が、事業に関して有する権利義務の全部または一部を、他の会社に承継させること



吸収分割（会社 2②9）／新設分割（会社 2③0）

(2) 法的効果

① 事業に関して有する権利義務の承継

② 分割対価＝分割会社に交付

③ 権利義務の全部を承継させても分割会社は当然には解散せず

分割対価 [テキスト 9 章 3 節 1 [3] (2)(b)]

- ・ 吸収分割では種類は自由（会社 758④）⇔新設分割では株式等（会社 763⑥～⑨）
- ・ 対価である承継会社・設立会社の株式を、分割と同時に分割会社株主に交付することができる（人的分割。会社 758⑧・763⑫）

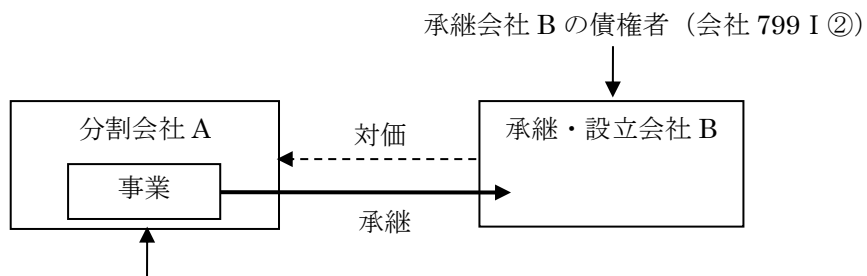
(3)事業譲渡との異同

「事業に関して有する権利義務」→吸収分割契約・新設分割計画(会社 758②③・763 I ⑤)

免責的債務引受け

(4)手続 [テキスト 9 章 3 節 2]

(a)債権者異議手続の対象になる債権者



分割会社 A の承継債権者 (会社 789 I ②・810 I ②) : 分割後は B にだけ請求可

分割会社 A の残存債権者 : 分割後も A に請求可

・承継会社の債権者

・分割会社の債権者

承継債権者 (会社 789 I ②・810 I ②)

残存債権者

分割会社の承継債権者の保護の強化 [テキスト 9 章 3 節 2 8] (3)(c)

分割会社の債権者のうち債権者異議手続の対象になる者（承継債権者）

→各別の催告（会社 789Ⅱ・810Ⅱ）を受けなければ、分割会社に対しても債務の履行請求（分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度とする）が可能（会社 759Ⅱ・764Ⅱ）

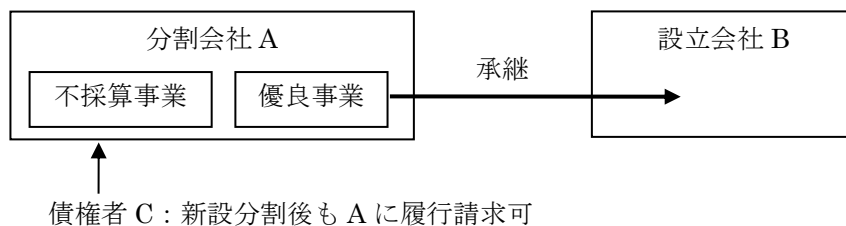
*各別の催告に代えて二重公告がされる場合（会社 789Ⅲ・810Ⅲ）

→不法行為債権者のみ同請求が可能（会社 759Ⅱ・764Ⅱの最後の括弧書）
（不法行為債権者について同請求を排除することはできず）

(b)詐害的公司分割 [テキスト 9 章 3 節 2 8] (3)(d)

事例 12-a 債権者を詐害する会社分割

A 会社は、ソフトウェア開発・販売事業と不動産賃貸事業を有していた。このうち前者は赤字であり、そのため A 会社全体の業績も振るわなかった。A 会社は、B 会社を設立する新設分割をし、不動産賃貸事業に関する権利・義務を B 会社に承継させた。A 会社の債権者 C は、新設分割後も A 会社に対して債務の履行を請求できるものとされた。新設分割によって A 会社には赤字の事業だけが残されたため、C の債権の回収可能性は低下したが、そのことを A 会社は最初から知っていた。



一般法理による保護

- ・最判平 24・10・12 民集 66-10-3311（詐害行為取消権。民 424）
- ・東京高判平 24・6・20 判タ 1388-366（否認権。破 160）
- ・東京地判平 22・7・22 金法 1921-117（法人格否認の法理）

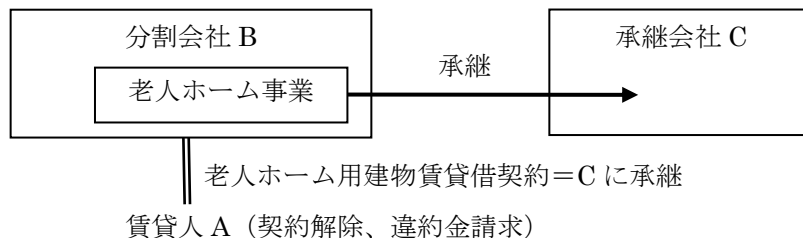
残存債権者の請求権（会社 759Ⅳ～Ⅶ・764Ⅳ～Ⅶ） *事業譲渡の場合（会社 23 の 2）

(c)債権者異議手続の対象にならない承継債権

承継債権者に将来発生する可能性のある債権（将来発生する違約金債権 etc.）

事例 12-b 債権者異議手続の対象にならない承継債権

A と B 会社は、A が老人ホーム用の建物を建築し、これを B 会社に賃貸する契約を締結した。この賃貸借契約では、賃貸期間が 20 年とされ、B 会社が建物を転貸することは禁止された。また、契約を中途解約することはできず、契約開始から 15 年が経過する前に B 会社が契約当事者を実質的に変更した場合などには、A は契約を解除した上で（解除条項）、15 年分の賃料額から支払済の賃料額を違約金として支払うことが定められた。B 会社はこの建物を使って老人ホーム事業を開始したが、業績が振るわなかったため、契約開始から 4 年後に、老人ホーム事業に関する権利・義務を C 会社に吸収分割によって移転した。その後、A は解除条項にもとづいて契約を解除した上で、違約金の支払いを B 会社に対して請求した。これに対して、B 会社は、吸収分割契約によって老人ホーム事業に関する権利義務は C 会社に承継されたと主張して、違約金の支払いを拒んだ。

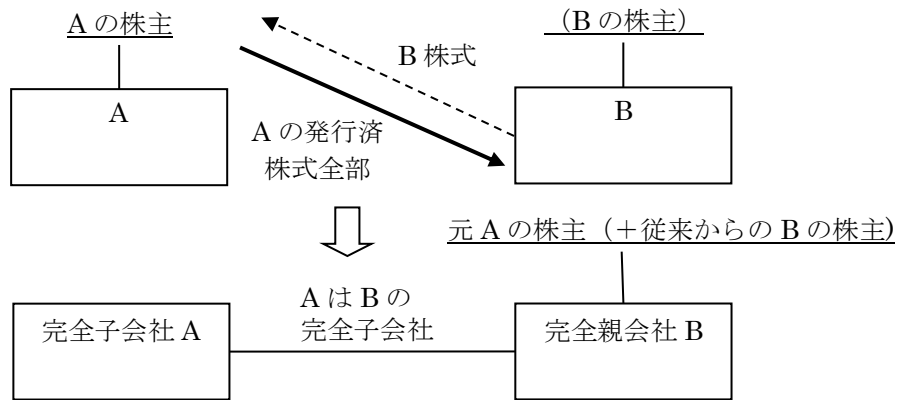


最決平 29・12・19 民集 71-10-2592——信義則（民 1Ⅱ）

12-2.株式交換・株式移転

(1)意義

ある会社が別の会社の完全子会社になるための手続



*会社法用語：A=株式交換完全子会社・株式移転完全子会社
 B=株式交換完全親会社・株式移転設立完全親会社

株式交換（会社2③①）／株式移転（会社2③②）

(2)法的効果

①事業や財産の承継なし、発行済株式全部の移転

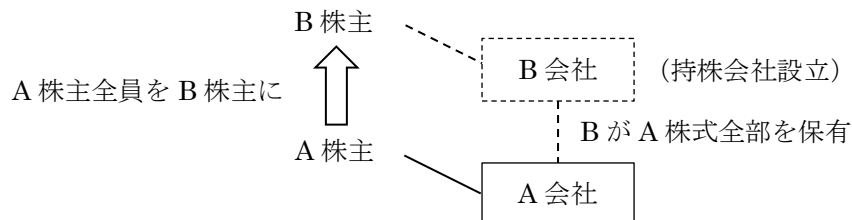
②株式交換・株式移転対価＝完全子会社になる会社の株主に交付

③当事会社は存続

(3)株式交換・株式移転の利用

株式交換→完全子会社化 (8-1(2))

株式移転→持株会社 (独禁 9 参照) の設立



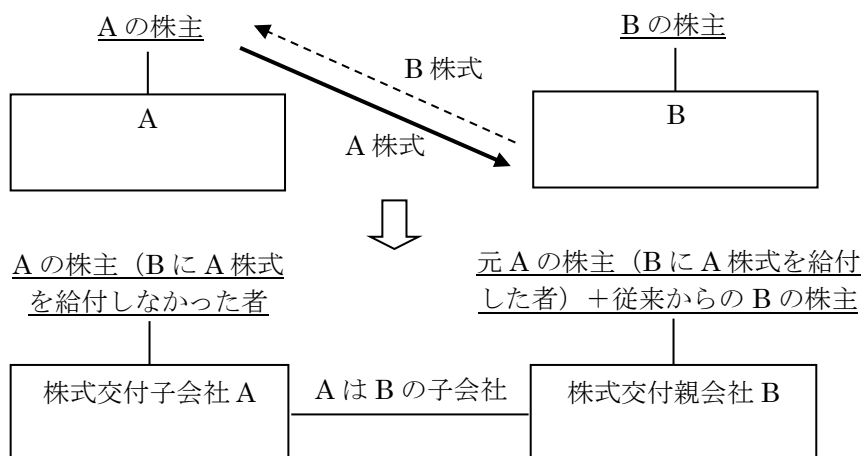
(4)手続 [テキスト 9 章 3 節 2]

債権者異議手続が必要な場合は限られる (会社 789 I ③・799 I ③・810 I ③)

12-3.株式交付

(1)意義 (会社 232 の 2)

ある会社が別の会社の子会社になるための手続



(2)法的効果

- ①事業や財産の承継なし、発行済株式の移転
- ②株式交付対価＝株式交付子会社の株主に交付
- ③当事会社は存続

(3)株式交付の利用

株式交換（完全子会社化）との違い

株式交付制度創設（令和元年改正）の理由：

(1)の B 会社が A 株主に A 株式を出資させて B 株式を発行（現物出資による新株発行）

→検査役調査（会社 207）（「会社法Ⅱ」）

(4)手続

(a)株式交付親会社 [テキスト 9 章 3 節 2]

(b)株式交付子会社の株主による株式譲渡

| |
|---|
| ①株式交付親会社から一定の事項を通知（会社 774 の 4 I。同条Ⅳも参照） |
| ②株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み（会社 774 の 4 II） 申込総数＜株式交付計画で定めた下限（会社 774 の 3 I ②・II） →株式交付できず（会社 774 の 10） |
| ③申込者の誰から何株を譲り受けるかを決定・通知（割当ての決定・通知）（会社 774 の 5） ＊総数譲渡契約の場合（会社 774 の 6） |
| ④割当通知を受けた者等による譲渡し（会社 774 の 7） |